

令和2年4月臨時議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例
議案番号	議案第56号	議案名	専決処分について〔琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について〕		
目的	令和2年4月から「鳥取県産後ケア利用料無償化事業」が実施され、町でも当該事業を活用し、利用者負担金を無償化するため、産後ケア事業の手数料(利用料)を変更するもの。				
内容	<p>1 改正内容</p> <p>産後の支援体制の充実を図るため、令和2年4月から「鳥取県産後ケア利用料無償化事業()」が実施され、町でも当該事業を活用し、産後ケア事業の利用者負担金を無償化するため、町民税課税世帯の利用料を3割から2割に変更をするもの。</p> <p>(1) 現行 県補助金の上限オーバー 町民税課税世帯...委託料(事業費)の3割(宿泊型4,500円)</p> <p>(2) 改正案 県補助金の上限以内 町民税課税世帯...委託料(事業費)の2割(宿泊型3,000円)</p> <p>鳥取県産後ケア利用料無償化事業</p> <p>市町村が行う産後ケア事業にかかる利用者負担金を、事業費の2割又は3,660円/日(どちらか単価が低い方)を県が助成し、世帯の所得にかかわらず利用者負担金を無料とする事業。</p>				
補足事項	<p>1 専決処分日 令和2年3月31日</p> <p>2 施行日 令和2年4月1日</p>				